第五十九条の六及び第五十九条の七を削る。

第五十九条の五の見出しを「（特定輸出者等の輸出申告手続）」に改め、同条第一項中「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受けることを希望する」を「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその」に改め、「輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等（法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。）の名称及び」を削り、「貨物が置かれている場所及び貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地」を「所在地（法第六十七条の二第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所）」に改め、同条第二項中「及び次の各号」を「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「「」を「「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告」に改め、同条第三項中「及び次の各号」を「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「「、当該貨物を製造した者」を「第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告を行う場合にあつてはその旨、当該貨物を製造した者及び」に、「者及び次の各号」を「者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の三第二項に規定する特定製造貨物輸出申告」に改め、同条第四項中「前二項の輸出申告」を「前三項の輸出申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸出申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十九条の五を第五十九条の七とする。

第五十九条の四の見出しを「（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請）」に改め、同条第一項中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第三項第二号」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「申請書を」の下に「当該貨物の輸入申告をする」を加え、同項ただし書中「税関長」を「当該税関長」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「第六十七条の二第二項第二号」を「第六十七条の二第三項第三号」に改め、第五章第一節中同条を第五十九条の六とする。

第五十九条の三の次に次の二条を加える。

（外国貿易船に準ずる船舶）

第五十九条の四　法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。

（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることの承認の手続）

第五十九条の五　法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二　輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

2　前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一　貨物の記号、番号、品名及び数量

二　外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三　当該承認を受けようとする理由

四　その他参考となるべき事項

第五十九条の八中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

第五十九条の九中「第六十七条の三第四項」を「第六十七条の三第二項」に改める。

第五十九条の十第一項中「第六十七条の三第五項」を「第六十七条の三第三項」に改め、同項第二号中「第六十七条の三第一項の規定の適用を受けて輸出申告」を「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」に改める。

第五章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　輸入申告の特例

（特例輸入者等の輸入申告手続）

第五十九条の二十　法第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定の適用を受ける法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入申告に係る第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「前条ただし書」とあるのは、「第五十九条の七第一項の規定により読み替えて適用する前条ただし書」とする。

2　前項の輸入申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

（輸入申告の特例を適用しない貨物の指定）

第五十九条の二十一　法第六十七条の十九（輸入申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸入される資材、需品又は装備とする。

第六十三条の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条中「引取」を「引取り」に改め、「申請書を」の下に「当該貨物の輸入申告をした」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第六十五条中「及び第四項」の下に「、第五十九条の四、第五十九条の五、第五十九条の七（第二項後段及び第三項を除く。）、第五十九条の八」を、「おいて」の下に「、第五十九条の七第一項中「同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び次の各号」と」とあるのは「同条ただし書中」と、「省略させる」と、同条第四項中「所在地」とあるのは「所在地（法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所）」とあるのは「、省略させる」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項前段」と」を加える。

第六十九条第一項中「第三条第一項（通関業の許可）の許可をした」を「第二条第一号（定義）に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する」に、「二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうちいずれかの許可をした」を「当該税関長が二以上ある場合には、いずれかの」に改め、同項第二号を次のように改める。